

# 教育実習生受け入れ要綱

姫路市教育委員会

## (趣旨)

第1条 教育実習は、大学設置基準ならびに教育職員免許法施行規則の趣旨にかんがみ、当該大学（短期大学を含む。以下同じ。）の施設、責任において実施されるべきものである。従って、この要綱は、姫路市立学校（幼稚園を含む。以下同じ。）における教育実習の承認並びに実施の規準を定めるものである。

## (実習生)

第2条 市立学校において教育実習を許可する学生は、卒業後直ちに教職につくことを志望するもので、姫路市立学校の出身者であることを原則とする。ただし、大学の教育実習協力学校における教育実習はこの限りでない。

## (申請)

第3条 教育実習を依頼するものは、大学とし、学生個人の申請には応じない。

2 教育実習を申請する者は、この要綱の趣旨を承認する者とみなす。

3 申請の手続き等については別に定める。

## (事前協議)

第4条 多数の学生の教育実習を申請する大学は、実習を受け入れる学校の校長、教育委員会と実習の計画、具体的指導等について、事前協議を行わなければならない。

## (実習学校)

第5条 教育実習を受け入れること、ならびに受け入れる学校の決定は、教育委員会が学校長の意見を聞いて行う。

2 前項の決定にあたっては、学校の正規の授業に支障をきたさないよう、実習生の数、実習時間、実習期間、年間の回数等を調整するものとする。

## (実習の方針)

第6条 教育実習に関し、実習生は、教育委員会、学校長の指導と指示に従い、学校の教育方針を尊重し、学校の正常な運営に協力しなければならない。

## (指導)

第7条 教育実習の指導は、学校、教育委員会、大学の三者が協力して行うものとする。

2 大学は、実習中の事故、その他学生の行為について、相当の責任を負うものとする。

3 実習生は、学校内において、学校長を通じて幼児、児童、生徒に接するものであって、個人的に幼児、児童、生徒およびその保護者に当ることは認めない。

## (経費)

第8条 大学は、学生の教育実習にともなう諸経費を負担するものとする。

## (承認の取り消し)

第9条 学校長あるいは教育委員会において不適格と認めた学生は、実習承認後もそれを取り消すことがある。この要綱に違反した者もまた同じである。

## (教育長、校長への委任)

第10条 この要綱で、教育委員会が行うとした事項の処理は、教育長に委任する。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長および学校長が定める。

## 附則

この要綱は、昭和48年4月1日より施行する。

## 教育実習の申請規程

姫路市教育委員会

- 1 教育実習生受け入れ要綱第3条第3項に基づき、教育実習の申請手続きを次のように定める。  
ただし、市立高等学校にあっては、各高等学校の教育実習内規による。
- 2 姫路市立学校（幼稚園も含む。以下同じ。）に教育実習を依頼する大学（短期大学を含む。以下同じ。）は姫路市教育委員会の教育実習生受け入れ要綱を熟知承認の上、次の手続きをしなければならない。
  - (1)（大学→教育委員会）大学は姫路市教育委員会に対し、教育実習依頼申請書（2部）を提出すること。
  - (2)（教育委員会→大学、教育委員会→学校長）姫路市教育委員会は受け入れ学校を決定し、大学に回答するとともに受け入れ学校長に通知する。
  - (3)（大学→市立高等学校長、市立高等学校長→大学、教育委員会）市立高等学校長は、大学からの直接の依頼に応じて、承諾又は不承諾を回答し、受け入れ報告を学校指導課長に提出する。

### 3 申請手続き等に関する書類

- (1) 教育実習依頼申請書（大学→教育委員会）

番号	実習生氏名	住 所 (TEL)	校 種	教 科	期 間	出身校	※実習校名	※実習期間
		( ) ( ) ( )			週間			
		( ) ( ) ( )			週間			
		( ) ( ) ( )			週間			
		( ) ( ) ( )			週間			
		( ) ( ) ( )			週間			

#### 《備考》

- ・住所は姫路の住所を記入すること。
- ・校種欄には、実習希望が小学校か中学校かを明記すること。
- ・教科欄には、中学校実習希望者のみ教科名を記入すること。
- ・期間欄には、2週間、3週間、4週間と記入すること。
- ・出身校欄には、実習希望が小学校の場合は、姫路市立の出身小学校名を、中学校希望の場合は、姫路市立の出身中学校名を記入すること。
- ・※印欄は記入しないこと。

- (2) 大学の教育実習に関する計画、または要項等（大学→教育委員会）

#### 4 教育実習生への大学での指導

教育実習生に教育実習生受け入れ要綱の趣旨および次の事項について、充分指導されるよう要望する。

- (1) 教育実習生は実習開始10日前までに実習校を訪問し、学校長の指導を受けること。  
(多数の教育実習生のある大学は、指導教官が付添うことを原則とする。)
- (2) 教育実習生の服務については、原則として実習校の教員と同じようにする。
  - ①決められた時間までに出勤し、出勤簿に押印の後、所定の勤務につくこと。
  - ②病気などでやむを得ず欠席・遅刻・早退するときは、事前に学校長の許可を得ること。
  - ③言葉づかい・服装・態度など、教師としての品性を保つこと。
  - ④実習中に知り得た児童生徒やその家庭の情報は、慎重に扱うこと。
  - ⑤特定の児童生徒と、みだりに特別の指導をしないこと。(勤務時間外も含む)
  - ⑥通勤は、公的機関を利用すること。
- (3) 教育実習中には、大学指導教官が実習校を訪問し指導すること。
- (4) 実習希望者が申請後に辞退することのないよう、事前に十分指導すること。

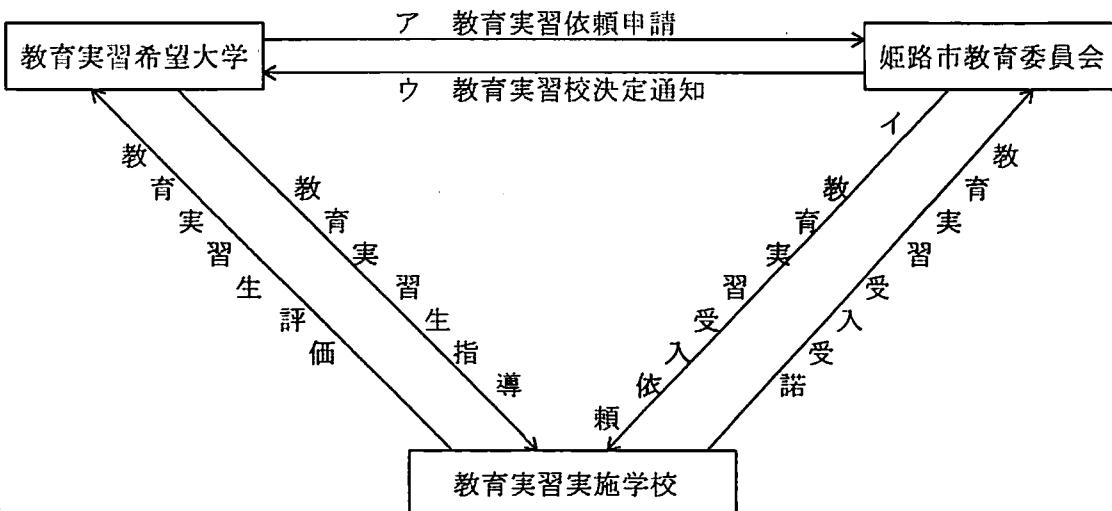
#### 5 教育実習期間

- (1) 幼稚園・小学校は原則として10月第1月曜日よりとする。
- (2) 中学校は原則として5月最終月曜日又は6月第1月曜日よりとする。
- (3) 上記の原則期間が不可能な場合には事前協議すること。
- (4) 中学校においては、平成15年度より原則として連続する3週間(以上)、120時間以上受け入れることとしている。  
(教育職員免許法一部改正による措置)

#### 6 備 考

##### (1) 手続き等

(様式1)



##### (2) 期 限

- ア 教育実習依頼申請 2月1日～2月末日まで  
イ 教育実習受け入れ依頼 3月20日まで  
ウ 教育実習校決定通知 3月30日まで

##### (3) 教育実習事務担当課

姫路市教育委員会 学校指導課

所在地 〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地  
電話 079-221-2766・2767  
FAX 079-221-2749